

## 学校施設の運営と地域開放

「桜島地域における義務教育学校基本構想」において、地域に開かれ、地域の核となる学校を目指すことが示されている。

『公民館との合築』かつ『地域に開かれた学校』は、本市にとって初めての学校運営の試みとなることから、学校施設の運営と地域開放のあり方について確認するもの。

### 〔桜島地域における義務教育学校基本構想〕

#### II 学校施設の整備方針（抜粋）

##### ◇ 地域に開かれ、地域の核となる学校

- ・地域の活動や学校を支援する活動を行う人たちが交流できるスペースを確保し、地域の教育力を確保します。
- ・給食室はランチルームを併設した自校式とし、地域住民の利用も含め開かれたスペースとして検討します。
- ・学校図書館やプール、校庭は地域に開かれた利用を想定し、地域の活性化を図る場として検討します。その際、教育施設とのセキュリティなどゾーニングについて十分考慮します。

### 1. 地域開放エリアの確認（案）

#### ● 1階配置図



#### ● 2階配置図



- |   |   |
|---|---|
| <p>凡例（1階）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特…特別教室エリア</li> <li>職…職員室</li> <li>公…公民館</li> <li>公（図）…公民館図書室</li> <li>児…放課後児童クラブ</li> <li>給…給食室</li> <li>体…体育館</li> <li>★…防犯カメラ</li> </ul> | <p>（2階）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>教…教室（特別支援学級含む）</li> <li>図…図書室</li> <li>ラ…ランチルーム</li> <li>火…火山学習センター</li> <li>プ…屋内プール</li> <li>体…体育館</li> </ul> |
|---|---|

…地域開放エリア

### 2. 施設別の運営と地域開放の利用の検討案

	運用時間	運営方法	利用対象者	利用形態
公民館	8:30~22:00	館長の管理 (17:15以降は委託)	制限なし	・公民館講座の受講 ・会議室等の有償利用
公民館図書館	9:00~19:00 ※火・土日祝は 18時まで	館長の管理 司書配置あり	制限なし	・公民館図書の閲覧、貸受 ・市立図書館図書の貸受
学校図書館の一部	学校運営時間帯以外は、公民館図書館に準じる	[学校運営時間帯] 学校長の管理 司書配置あり [学校運営時間帯以外] 監視を委託(司書不在)	①地元住民のみ ②制限なし	・学校図書館図書の閲覧 ・学習スペースでの自習
ランチルーム ※キッチンを含む	学校運営時間帯以外は、公民館図書館に準じる ※給食提供時間は検討中	使用形態に応じて委託 ※併設のキッチンの管理も含めての委託	①地元住民のみ ②制限なし	[ランチルーム] ・給食の喫食 ・個人利用での学習や仕事 ・有償での時間貸し (団体での食事、会議開催等) [キッチン] ・有償での時間貸し (公民館講座、地域活動等)
屋内プール	開放時期と時間帯は、検討中 ※プール授業中は対象外	利用形態に応じて委託 又は指定管理	①地元住民のみ ②事前登録した地元住民のみ ③事前登録者のみ	・有償での個人利用 ・スイミングスクールへの有償での時間貸し

#### ○入館管理

学校関係者（児童生徒、教職員など）以外は、滞在中は入館証を身に付けてもらう。退館時には、公民館受付で退館手続きを行う。入退館の手続きは、公民館受付で行うことを検討中。